

令和5年度 第4回 静岡市終活支援優良事業者認定基準策定委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年1月12日(金) 18時00分～20時00分
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎 新館9階 特別会議室
- 3 出席者 (出席) 坪川委員長、菅ヶ谷委員、戸谷委員、森野委員  
(欠席) 海野委員  
(事務局) 健康福祉長寿局 池田局次長  
地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 千須和本部長  
地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 酒井次長  
在宅医療・介護連携推進係 森川次長補佐兼係長、北原主任保健師  
白鳥主任主事
- 4 傍聴者 5名
- 5 次 第 (1) 開会  
(2) 議事  
①協議事項  
静岡市終活支援優良事業者認証基準(案)の策定について  
(3) 閉会

6 会議内容

- (1) 開会 開会宣言及び会議成立の報告
- (2) 議事

事務局

静岡市終活支援優良事業者認証基準(案)の策定について説明(資料1-1、資料1-2、資料2、資料3)

坪川委員長

資料1-1の中で通し番号1、2、3あたりは前回の委員会が出た意見に、そのまま答えていただいたところが多い。

特に、異論がなければそのまま委員会としても特に問題はないという認識で議論を進めたいが、よろしいか。

身元保証については、元になっている各種サービスは、身元保証という言葉で求められている

いろいろな行為について、国の方針として、静岡市としても望ましく、改めて今回、事務局の方で示したものと理解できる。

今日の議論で、資料1-2の1ページに書かれている遺贈、それから死因贈与の関係について、意見を聞く前に、私の方から補足したい。第3回のときに、事務局が出した基準でいいのではないかというような話だったかと思うが、実は、事務局が元々参考にした裁判例が名古屋地方裁判所岡崎支部の令和3年1月28日に出た判決というのがある。

この判決は、死後事務の委任が含まれるというようなタイプの契約について、死後事務というのは、亡くなった後に、そのお金を使ってお葬式を出すなど色々なことを処理する部分と、残された財産をもらうということがバッティングしていることを問題にしている判決である。つまり、使うお金が減れば減るほど、遺贈などを受けている事業者の手元にお金が入ってきて、それを問題だと確かに言っているが、よく読むとその部分だけで結論を出しているという話でもなく、この問題になった死因贈与の契約が、七つくらいの色々な観点から見て問題だと上げている。そのため、一旦落ち着いて問題提起し、生前事務についても同じように考えるべきではないか。つまり、利用者が亡くなったことで残されたものがある。そこに期待をするような終活支援事業者を、優良とは言うべきではないのではないかという元々の問題意識に立ち返って、改めて意見をお伺いしたい。

B案とB'案というのが主に穏当なのではないかという意見も含めて、皆様に意見を言ってもらいたい。

先に私の意見を言うが、B案、B'案のいずれかがよいのではないか。つまり基本的には遺贈、死因贈与というのは、受け取らずお断りすることを、事業者には求めていきたい思いである。B'案は、後から分かったときにはしょうがないという形の基準にしたとき、いつ知ったかをどういう形でチェックするのか等が非常に難しく、現実的には困難なのではないかと思っており、「当時、遺贈を受けていたことを知らなかった。」と事業者からは言いにくい話になると思う。寄附はある程度、場合によっては認める余地を残してもいいのではないかという話にするのであれば、そことの兼ね合いという意味でも遺贈・死因贈与については一律に辞退をしていただくということでもいいのではないかと私自身は考えている。

つまりB案とB'案で言うとB案でいいのではないかと考えているが、私の意見にすぎないので、何か意見を言ってもらいたいのがいかにか。

#### 森野委員

坪川委員長の言う通りだと思うが、利用者の中には家族がいても、一切、自分の財産を渡したくないという方がいる。終活支援事業者が遺贈を受けない場合、最終的にその方が一番嫌がっていることになってしまう。そういうケースもあると思うと、B'案の遺言で、事業者に残したいという場合に限っては、いいのではないかと思う。

#### 菅ヶ谷委員

森野委員の考え方も一理あると確かに思う。やはり揉めていると、家族には渡したくないと

いう話を聞くこともあるので、それも有りだと思う。正直、非常に難しい。

戸谷委員

遺贈をいつ知ったか。知るべき状態であったのか。これはなかなか難しい。全ての人が善意であるという前提であるとは限らないと思う。中には、悪意のものもいると思う。そういうのであれば、ここはB案の方できちっと線を引いた方が、悪意の物を排除することに対しては有効だと思う。

坪川委員長

森野委員が言ったように、家族に推定相続人がいても、そちらには残したくないという方はかなりいるだろうと想定すべきと思うが、誰かに残したくないということと、この人にあげたいということはまた違うかもしれない。つまり他の方に残せばいい話なのと、もう一つは、目の前の事業者に幾ばくか寄与したいということであれば、それは今の自分の生活、今後のことを考えて自由になるお金の中での寄附という方がむしろ適切なのかもしれないと思うがいかがか。

森野委員

言われてみるとその通りだと思う。

坪川委員長

遺贈の問題はここまでで議論を一旦止めておいて、寄附の問題についても、議論を深めたところで合わせて結論を出すということにしたい。

寄附の基準案についてだが、前回の議論を踏まえて絞り込まれてきている現段階での最後の案としてA案とB案とある。このB案の方の寄附の話があったら、寄附先に静岡市や他があるというのを、紹介してはいかがかという案を私の方で一つ作ってはみたが、これでないといかないというものではなく、どうしても寄附をしたい方が出てきたときに、一つそういうことを考えてもいいのではないかというのを言葉に落とし込んでみた。ただ、この下にデメリットとしてご指摘いただいているように、寄附なら何でもいいのではなく、あなたに寄附したい、という話なのであれば、あまり意味がない。そこも含めてA案かB案、それぞれ意見を伺いたい。

一点、事務局に補足の説明をしてほしいが、A案の(3)①に「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に反するような不当な寄附の関与しないこと。」という要件を設けて、これは宗教団体等による不当な寄附の勧誘を禁じる趣旨で令和4年に成立した法律のことに承知しているが、この法律は、禁止されるタイプの寄附の勧誘と、避けるようにと努力義務とまではいかないが、少し弱い形で定めている部分があるようで、ここに「反する」という表現で、どの部分を想定しているのかというのを、前提として明らかにしてもらえるとよいのだが、具体的な条数等でいうと、この同法の第3条というのが配慮義務に関する規定になる。これを含めるかどうかということだがいかがか。

## 事務局

寄附の不当な法律だが、寄附者を困惑させることの禁止ということで第4条、不退去であったり、退去妨害であったり、連れ去りであったりとか、恋愛感情であったりということが書いてあると同時に、配慮義務があったりと第3条に書いてあるということだが、事務局としては、両方とも考慮したいと考えている。第3条は入る義務ではあるが、一定程度、国の方に勧告権を与えられており、入る義務に反する行為に対して勧告を行い、その勧告に従わない場合には、その事実を公表するという事実上の行政措置も取られることになっているので、そうしたことを考慮すると、第3条の部分についても、一定程度、抑止力を持ったものであると考えるので、この部分も含めては良いのではないかと考えている。

## 坪川委員長

同法3条は、1号から3号までの事柄を挙げており、1号が「寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧しその勧誘を受ける個人が寄付をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること」、2号が「寄附によりその方や家族の生活の維持が困難になる、そういうことがないようにすること」で、3号が「寄附を受ける者が誰なのかということを明らかにする寄附される財産の人について誤認させる恐れがないようにする」、そういう規定を持っている。それに反する寄附をしないでくださいという基準だという前提で議論してもらいたい。この法律自体の立法経緯は別として、対象としては、法人一般を対象としているものなので、今回のような場面でも当然法律としても機能するし、趣旨からしても基準の中に重ねて取り込んで意識的に意識してもらうこともあってよいと思うので、この法律に言及している分について私は特に違和感はないと弁護士として考えているが、何かあるか。

無いようであれば、A案をこの委員会として、採用して事務局に申し上げたいと思うが皆さん、それでよろしいか。

## 戸谷委員

B案は、他も紹介するというだけで、A案の中にそれを一部含めても全然問題ではない。だから、A案とB案が対立しているところはない。ただ原則はA案で、B案の話もすることには、差し支えないという程度だったら、いいのではないか。

## 坪川委員長

そうすると、A案とB案でもいいぐらいの形の結論で委員会としてよいか。

## 戸谷委員

そうではなく、B案は、他のところを紹介しなさいというのがまず先に来ている。だから、A案の方はいろいろ手続き的なことを書いてある。原則A案でB案もその中に含まれるようなものでも構わない、A案とB案とは比べるのも変なような気がしている。

坪川委員長

今の点だが事務局に確認したいが、B案というのはA案のこの(1)、(2)、(3)、(4)にそれぞれあるものに更に右側のこの(3)④というのを付加するというそういうご提案という理解でよろしいか。

事務局

その通り。

坪川委員長

実は、この案を一応書いてはみたが、その「他」を紹介するその「他」というのをどこにすればいいかと聞かれたときに、なかなか回答を用意するのが困難。地方公共団体等を入れる部分について差し支えがないとは思いますが、どこまで入れるべきか非常に難しいと自分で思っていた。いずれにしてもB案というのは事務局が説明したような意味での提案と理解してもらえればいいと思うが、B案的な要素を残したいのであれば、B案にしておくことにした方がいいと思う。

戸谷委員

そうすると、現場の負担が増える。現場にそういう知識があるか。日赤を紹介するのか、NGOを紹介するのか、紹介するにも知識がないと紹介できない。現場の事務量が耐えられるかの話もあるのではないか。

坪川委員長

基準をいろいろ重ねていくことで、寄附の申し出者が心から寄附をしたいということを担保しようとするのであれば、どこかで線は引かないといけないと思うので、戸谷委員から指摘があったように、これを採用してしまうと事務量が大変になる。

森野委員

この「利用者または家族からの寄附は自発的な申し込みがある場合に限定されており、」と書いてあるが、寄附をこのように受け付けていると既にパンフレット自体に案内がされている。そうすると、寄附先はここかと高齢者であれば思うので、他にもあるということの知識もない高齢者も結構いるのではないかと思うが、自発的な申し込みがある場合、ここの部分はどういうことを言うのか。

坪川委員長

今のご質問というのは、どこからが不当な勧誘になるのかということの裏表であろうかと思う。「寄附をお願いします」とか「寄附をいただける方についてはぜひ考えていただきたいです」ってということが一律に駄目なんだというような意味で、この基準を定めるのか。あるいは、

今のこの基準がそういう意味で理解されるのかどうかのことだが、書きぶりとしては「寄附は自発的な申し込みがある場合に限定されており、」続けて文を閉じずに同じ文の中で、先ほどの「法人等による不当な勧誘の防止等に関する法律に反するような勧誘はしないこと」、この並列的に書いていることが、違う内容を定めているということなのか、この法律に反さなければ、その自発的というふうに見るとということなのか。

事務局

自発的な申し込みがある場合に限定されているというくだりを、その「他」のところもそうだが、社会福祉協議会の寄附に関する規定を参考にしており、ポイントとしては強制強要してはいけないということを意味している。それ以上に過大なことを意味しているわけではない。

坪川委員長

今の点にもう少し付け加えていただきたいが、社会福祉協議会の寄附のガイドラインは、この法律が多分成立する前からあった基準だと思う。特にこの関係性が、何か突き詰めて整理されているわけではないという理解でよろしいか。

事務局

そうです。

坪川委員長

そうすると自発的という言葉は、むしろ強要強制には当たらないというところに主眼が置かれて一般的に使われている用語だということなので、そのようなものとしてこの基準を理解してもらえればと思う。実際には、「自発的な寄附に限るようにしてください」という基準を設けた場合、B案のようなことを基準でわざわざ明示せずとも、その後になってあれは自発的じゃなかったと、本人あるいは家族から言われることを避ける趣旨で、事業者側でB案のようなことを先んじて実務としては考えている等、そういう工夫が我々が今考えていないような形で、出てくると思うので、我々が議論していることというのは結論に大きく影響するような、あるいは現場に大きな影響が出るようなことではないのかもしれないと思うのだが、このような点も踏まえて、A案で決めてしまいたいですが、よろしいか。

戸谷委員

B案も全く排除しているという意味ではなくて、その中で含めてやれる事業所は、やっても構わないという、その程度でいいのではないか。

坪川委員長

そうするとB案を義務的にするというよりはB案のようなことをやっても好ましい両論併記的な結論でよろしいか。それでも、事務局としてはどちらか決めておいた方がいいか。

事務局

戸谷委員が言ったように、こういうことができれば、より望ましいことであれば、それを基準としてしまうと、やらない事業者は対象から外れてしまうことなので、A案という理解をさせてもらいたい。

坪川委員長

寄附に係る基準についてはA案で結論が得られたということで、先ほどの遺贈の話は寄附を認める余地を残すということであれば、遺贈の基準案はB案の内容ということなるが、委員の皆様、それでよろしいか。

(全委員) 賛成

坪川委員長

全員の賛同をもらえた。遺贈に係る基準については、B案で結論を出す。

次に、3ページの「中途解約」のところは前回までにかなり議論を進めてもらった中で、任意後見を含めた後見制度、後見保佐補助、任意後見制度との接続を意識してそうなった場合には無条件解約を認めるということと、ただ解約に本人が強く希望しても、デメリットになる場合にはそれは駄目だというようなルール作りを事業者に認める余地を残すような形でバランスを取っているものと理解しているが、この中途解約の基準A案あるいはB案の方でもいいが、案についてのご意見はあるか。

菅ヶ谷委員

消費者にとって不利なものは考慮すべきだと思うので、B案だと、それを知らないままに終わってしまうとか、気がつかないうちに不利な状況になっている可能性があるんで、A案またはB案にするとすれば、ちゃんとした説明をした上で、本人がそれでもと言うのであれば解約するというような形にした方がいいのではないかな。

坪川委員長

説明をした上でと言ったのは、解約の場面でということか。最初に契約する場面でということか。

菅ヶ谷委員

解約の場面で、契約したときは、いろいろ聞いているので理解ができてないと思う、説明はされたとしても、抜けてしまう。初めて解約したいと言ったときに、いいですよって言ってしまうと実はとても不利だったということがあるのではないかな。そこを避ける場合に、しっかりと説明は必要ではないかと思う。

坪川委員長

その点は他の委員はいかがか。今の話は、解約したいと本人が言ったときに、このままだとすごく良くないことになる、絶対やめた方がいいと言っても、それでも私はいいというふうな希望を通すのが望ましいのか。少し落ち着いて、解約はその場合はやめておこうというふうにするのかということによいか。

菅ヶ谷委員

A案では、そういうこと。

坪川委員長

実際にそういう問題になる場面というのが果たしてどれくらいあるのかというのは実は、よくわからないところではある。先ほど冒頭に説明も貰った身元保証のあり方とも関わるが、身元保証人が途中でいなくなったことをもって施設の退所を統制したりとか、病院であれば退院を事実上、強制したりとかいうことは、本来はあってはいけないし、契約上、法律上も一般的にはできないはずではある。ただそれに近いような対応をされてしまったときに、果たしてその終活支援事業者でどうするかということでもある。あとは解約をしたいという事情。経済的な理由なのか、他にもっといい事業者があったから乗り換えを考えたいということなのか。事務局で何か補足したいことはあるか。

事務局

特になし

坪川委員長

A案について、今現在解約を無条件で認めている終活支援事業者もかなり多いので、そうではないところも、基本的には無条件じゃないということの狙いは、利用者自身への重大な不利益を念頭に置いた、解約制限を、おそらくしているのだろうという理解なので、A案であっても特に今現在のあり方に大きく変更を迫るということでもないし、あるいは今現在、見過ごされている利用者の不利益をそのまま温存してしまうということにもならないと思うが、いかがか。

菅ヶ谷委員の意見の趣旨からすると、A案から更に進めて基本的には中途解約をしたいというなら、事業者任せにすべきだけれども、最後の歯止めで説明していいのかということを確認するところで設けるべきではないかということ。その形にB案ベースにもう少し変えるということになるかと思うが、強く解約の自由を認めておく方がいいのかどうか。

事務局

まず、この中途解約に関して、具体的にトラブルになった事例があるかということ、必ずしも



我々は把握してない、終活はまだ新しい業界であり、国が昨年末の取りまとめ案において、事業者を適正に育成していくということの重要性も指摘されているので、否定的なことや限定していくということは、避けた方が良いのではないかという考え方もある。

消費者を保護するという観点からも、いつでも解約できるというのも、基本的に明らかにしていくということの重要性も、理解した。その上で、どのような条件が設定されているのか、あるいは設定されるのが良いのかというところについて、必ずしも確信を持っていないので、あまり条件をつけてはいけないということも、正直ためらっていた。少なくとも、利用者自身に重大な不利益が生じる場合が本当にあるのかと、必要があれば定めることができる形でのゆとりを設けるというところは、今後、優良認証をスタートして、いろんな事例が出てきて、見直しを必要なタイミングでするという時に生かすことができる余裕になるのではないかと考えている。

さらに、事業者が説明をしなくてははいけないとなると、事業者の育成の観点から、過大な負荷だとか、その産業を育成していくという観点から、コストになってしまうということも懸念される。

坪川委員長

解約の権利があるかどうかというのは結局、権利とは、相手が反対しているときに、それでもどうするのかというものを認める話なので、その説明は、通常の場合でもするのだと思う。本当に良いかということを確認してというのは、いずれにしてもすることなのだろうと思うので、ここまで議論が煮詰まってきた関係で、事務局が言ったような考えもあるので、A案で委員会としての結論を出しておくということで、よろしいか。

戸谷委員

B案の方が、現場は大変ということ。B案のままだと柔軟性が無いので、B案をベースに、もう少し修正した要件を加えて、説明を「本当に解約していいですか」、「大丈夫ですか」、「こういう不利益がありますよ」というような条件を付加する。優良事業者を前提としたとなればそれでいいと思う。事業者は審査のときに、優良じゃないと入ってこない。自らの自己の利益のためや、会社の利益のためにある業者というのは入ってこないもので、それであれば選んでよいのではないか。

坪川委員長

A案で、異論がないと最終的に聞いたので、中途解約に係る基準については、A案をこの委員会の結論としたいと思う。

一応一通り、前回からの変更点に絞って言えば、この基準案そのものが、概ね内容的な面で理解、了解してもらえたと思うのだが、最後に事務局から説明があったホームページを通じた周知を基本線に据えるということも含めて、この基準案全体について何か意見、質問等あれば、お願いしたい。ちなみに「ホームページ」という言葉が、法令用語では必ずしもないため、ど

ういう表現にするかというところは最終的にまた事務局で煮詰められるものと承知しているので、そこは皆様が想像している「ホームページ」というようなものを漠然と想像していただくという前提での理解でよい。

議論としては最後になるが、資料 3 として、「静岡市終活支援優良事業者認証事業の対象認証の取り消し等（案）」についても、意見をもらえればと思う。ただ先の事務局の説明によれば、ほとんどは重複の解消であるとか、整除のような話だったと理解している。一番の実質的な変更としては、認証取消しを裁量的にしたこと。取消し基準に該当する場合に、取り消しても良いし、取り消さないこともできるというように、行政の方に裁量を残したというところだと思う。私自身は、その方が運用しやすいのではないかと理解している。

特になければ基準案全体あるいは資料 3 も含めて、この委員会で取り扱った議論全体について概ね皆さん了承いただいたということで進めさせていただきたいのですが、いかがか。

(全委員) 賛成

坪川委員長

基準案については概ね了承してもらえたということで、この委員会の結論としたいと思う。今後基準についてだが、細かい部分の修正が必要だということが出てくることがあるので、事務局から相談があった場合だが、委員会に諮るというよりも私の方で一任を受けて対応したいと考えているのだが、そのような取り扱いでよろしいか。

(全委員) 賛成

坪川委員長

各委員に賛同をもらえたので、そのようにさせていただく。

(閉会)

■会議録確認署名

「令和5年度 第4回静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会会議録」

について、内容を確認しました。

静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会 委員長

氏名(署名) 坪川 武史